

次世代育成支援に取り組む事業主への税制優遇措置

くるみん税制のご案内

●くるみん税制とは

次世代育成支援対策推進法（以下、次世代法）に基づく認定を受け、「くるみん」（右マーク→）を取得した企業は、認定を受ける対象となった一般事業主行動計画（以下、行動計画）の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において**普通償却限度額の32%の割増償却が可能**です。

この措置が平成26年度末まで1年間延長されました。

自社の行動計画に取り組んでおられる企業におかれましては、ぜひこの機会にくるみん認定を目指してみませんか。【参考：[沖縄県内の認定企業一覧](#)】



認定を受けるためには、以下の**9つの認定基準**をすべて満たす必要があります。

- ① 雇用環境の整備について、[行動計画策定指針](#)に照らし適切な行動計画を策定したこと
- ② 行動計画の計画期間が2年以上5年以下であること
- ③ 行動計画に定めた目標を達成したこと
- ④ 適切に公表及び労働者への周知をしたこと
- ⑤ 男性の育児休業取得者が1人以上いること（従業員300人以下企業は特例あり）
- ⑥ 女性の育児休業取得率が70%以上であること（⑤と同じく特例あり）
- ⑦ 3歳から小学校就学前の子を養育する従業員に対して、育児休業、所定労働時間の短縮措置、所定外労働の制限等のいずれかの措置を講じていること
- ⑧ 所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進等のいずれかを講じていること
- ⑨ 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと

◆次世代法やくるみん税制、認定申請書様式については[厚生労働省ホームページ](#)に掲載されています。[両立支援のひろば](#)サイトでは他社の事例がご覧いただけます。

お問い合わせ先：沖縄労働局雇用均等室

所在地：〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階

電話番号：098-868-4380